

令和8年度放課後児童クラブの入所申し込みについて

放課後児童クラブ（学童保育）は、下校後に保護者等が仕事や事情で家庭にいない児童を対象に、遊びと生活指導を行い健全な育成を図ることを目的に開設しています。入所希望の方は、市HPリンクより入所申請手続きをしてください。

入力は15分ほどかかります！
時間に余裕をもって申請してね！



1 申し込み先（原則電子申請）

市HPリンクより電子申請にてお申し込みください。

申込期限は**1月7日（水）**です。

※現在入所中または来年度途中入所の場合でも申請期間内に申し込みが必要です。

受付期間終了後は入所できないことがありますので、ご注意ください。

電子申請が困難などの理由で、紙での提出をご希望される場合は、市役所こども課保育係（1階11番窓口）または希望する放課後児童クラブで紙の入所申請書等を受け取り、どちらかへ提出してください。初めて利用される場合は、市役所こども課保育係（1階11番窓口）へ提出してください。

2 登録方法

放課後児童クラブの登録方法は「通年利用登録」と「一時的保育登録」の2種類があります。

通年利用：月の利用上限がなく、料金は月額で4,000円（8月は5,500円）

一時的保育：月に10回まで利用可能、利用料は1回200円（午前中から開所の場合は400円）

8月以外と8月で異なる登録方法を選択することもできます。

(例1) 普段は放課後毎日利用したいが、8月は兄と留守番ができるので利用しない場合

8月以外→「通年利用」、8月→「一時的保育」

(例2) 平日放課後は時々利用、夏休みは毎日利用したい場合

8月以外→「一時的保育」、8月→「通年利用」

3 入所対象児童（市内小学校に通学する児童）

◎「通年利用」の場合：児童の保護者（同居祖父母を含む）が次に該当する家庭が対象です。

（1）労働等により昼間家庭にいないもの（概ね15時まで保護者が不在にしているもの）

（2）病気等で児童の生活指導が困難等、市長が健全育成上指導を要すると認めたもの

事由	利用可能期間	添付書類（父母の場合のみ）
労働	労働の期間	
妊娠・出産	出産（予定）日前後2か月間	出産（予定）日が分かる母子健康手帳の写し
疾病・障がい等	診断書等の期間による	診断書、障害者手帳の写し等
介護・看護等 (同居の親族)	介護の期間による	介護を受ける方の障害者手帳等の写し
就学	就学の期間	在学証明書、時間割表
その他	上記に類する状態にあると認められる場合（応相談）	
求職活動	通年利用はできません	
育児休業中	通年利用はできません	

◎「一時的保育」の場合：保護者が昼間家庭にいない場合等に利用できます。

※令和8年度も新1年生の利用者が多くなる見込みですので、ご支障が無いご家庭は、利用料金も安くなることから、一時的保育で登録していただくようご協力をお願いします。

4 入所クラブについて

下記の表を参考に、同じ小学校区の希望されるクラブを選択してください。

小学校名	クラブ名	実施場所	連絡先
経田小	かもめ児童クラブ	かもめ児童センター	23-1777
よつば小※1	つばめ児童クラブ（1・2年生）	つばめ児童センター	23-5133
	村木児童クラブ（3年生以上）	村木コミュニティセンター	23-1140
清流小※1	ひばり児童クラブ（1・2年生）	ひばり児童センター	23-0500
	かづりん児童クラブ（3年生以上）	加積コミュニティセンター	
道下小	すずめ児童クラブ	すずめ児童センター	23-0522
星の杜小	星の杜放課後児童クラブ	星の杜小学校	090-2030-4198

※ この小学校区では、1・2年生と3年生以上で異なるクラブの所属となります。当初の予定では表のどおりの所属としておりますが、定員を超過した場合、人数調整のため、申請されたクラブとは違うクラブになる可能性があります。

5 入所の決定

受付後に保護者の就労状況を審査し、その結果を2月下旬までにお知らせします。各クラブには定員を設けていますので、超えた場合は入所ができない又は一時的保育に変更していただく場合があります。入所の優先順位は、学年の低い児童を優先し、同学年の児童については、保護者一人当たりの平均労働時間が長い児童を優先します。

6 実施時間、利用料等について

別紙「放課後児童クラブのきまり」をご覧ください。

7 個人情報の保護について

今回いただいた個人情報は、放課後児童クラブ（学童保育）の入所及び、その後の保育の実施のためにのみ使用し、他への転用はいたしません。

問合せ先：魚津市役所こども課 保育係 TEL 23-1079